平成２３年（フ）第２１７号
青森県八戸市根城２丁目28番15号　大橋貸家10棟、前住所青森県八戸市根城２丁目28番20号　メゾンＨＩＲＯ―Ａ号
債務者　岩淵　典子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
青森県八戸市大字鮫町字山四郎蒔目17番地415
債務者　佐々木　優
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第３号
青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿倉52番地９
債務者　平中由佳子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第９号
青森県八戸市大字鮫町字忍町17番地１
債務者　松原　和紀
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２０４８号
埼玉県新座市池田４丁目８番55号　こーぽ新宅Ｂ号棟103号
債務者　佐藤　政吉
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０５５号
さいたま市中央区上落合２丁目10番８号、旧住所さいたま市桜区山久保２丁目16番１号1304
債務者　増渕　昌夫
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０５６号
さいたま市中央区上落合２丁目10番８号、旧住所さいたま市桜区山久保２丁目16番１号1304
債務者　増渕　芳子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０７９号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜196番地６　ＤＵＰＬＥＸ　Ｔ・Ｙ101、旧住所兵庫県神戸市西区二ツ屋２丁目４番13号
債務者　中村　知枝（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０８７号
埼玉県川口市大字芝6225番地
債務者　堀田エイ子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１０４号
埼玉県加須市諏訪１丁目14番８号
債務者　福本　憲策
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１１１号
さいたま市南区四谷３丁目６番５―101号、旧住所さいたま市桜区町谷１丁目１番１―406号
債務者　寺内　勝則
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１５７号
さいたま市桜区桜田２丁目25番10号　サンライズＡ―201、旧住所さいたま市南区大字大谷口5329番地　グリーンハイツ７―303
債務者　辻　美佐子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１９１号
埼玉県鴻巣市氷川町１番地４―103号室　カーサ　セレーノ、旧住所さいたま市浦和区上木崎５丁目12番８号　メゾンドール101
債務者　平野美佐子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１９８号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷１丁目26番１号　エターナル・コート303号
債務者　天坂　　恵
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３４９号
岡山県浅口市鴨方町六条院西4244番地１
債務者　藤井　　薫
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３５０号
岡山県笠岡市笠岡5944番地３
債務者　藤井　理演
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
岡山県浅口市金光町大谷889番地２
債務者　岡崎ひとみ
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係